

組合形式の投資媒体と所得課税

東京大学助教授 増井 良啓

I はじめに

組合形式を用いた共同投資が、注目を集めている。1999年9月21日付の日経新聞によると、東京近郊に住む30～40歳代のサラリーマン13人が集まり、ベンチャー投資のための投資組合を設立した。民法上の任意組合の形をとっている。1人当たりの出資額は最高で70万円、集めた700万円を金融関連事業の会社に出資したという。

このような動きをふまえ、本稿では、組合形式の投資媒体が日本においてどのように用いられてきたか、組合による投資に所得課税上いかなる問題があるか、といった点につき論じてみたい⁽¹⁾。

以下ではまず、IIで、組合形式の投資媒体とは何か、その意義について一言する。IIIでは、歴史を振り返り、第2次大戦後間もない時期の保全経済会事件を概観する。この事件は、匿名組合課税について立法的手当てを産みだした希有な実例である。しかるのち、IVにおいて、各種業法上の投資スキームや、投資事業組合法上の投資のしくみを瞥見する。最後にVにおいて、これらに共通する所得課税ルールの問題点につき、若干の反省を加える。

本稿では国内的側面のみを論ずる。もちろん、組合課税の国際的側面は大切である。日本の投資家が外国で組成されたパートナーシップに出資したり、外国の投資家が日本法上の匿名組合や任意組合に出資する事例は、今後

ますます重要になるであろう。これらの場合、組成媒体を法人とみるかどうか、支払いの所得分類をどうするか、関係国の税務当局で判断がくいちがう場合どうするか、条約の援用資格を誰に対して認めるか、といったさまざまな論点が生ずる⁽²⁾。OECD租税委員会も1999年秋に検討結果を公表し、モデル租税条約コメントリーが拡充された。本稿は、このような国際的側面を理解するための前提となる。

本稿執筆に用いた法令・資料の基準時は1999年9月末である。

II 組合形式の投資媒体とは何か

1 投資媒体とは何か

「投資媒体(investment vehicle)」とは、文字通り、投資のための手段のことである。投資のための乗物ないし器・箱・入れ物といいかえてもよい。人々が共同して資産を運用しようとする場合、拠出資産を全体でプールし、その運用を専門家にまかせておくことができれば便利である。このように投資目的で資産をプールするための仕掛けを、ここでは投資媒体と呼んでおく。

投資媒体の仕組み方としては、単純な共有からはじまって、任意組合、匿名組合、信託、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社など、さまざまな形式をとることができる。また、外国法上のパートナーシップを用いることも可能である。本稿では、これらの中で、日本法上の任意組合および匿名組合に焦点をあてる。

2 組合形式のメリットとデメリット

投資媒体を組成するにあたって組合形式を選択することのメリットとしては、次の点があげられる。

○組合段階で法人税が課されない。

- 組合契約の締結にあたり所轄官庁の認可が要らない。
- 組合契約によって柔軟に投資家間の権利義務を取り決めることができる。
デメリットとしては、次の点がある。
- 課税ルールが不明確である。
- 組合員が途中で投資を回収しにくい。
- 業務執行者や営業者が破綻した場合の投資家保護に懸念がある。
- 組合の内部関係や管理運営について十分な私法上の規定がない。

このような事情から、組合形式の投資媒体には、投資家の裾野に広がりが見え、むしろ、比較的少数の大口投資家が共同で資産を運用する場合に向いている。

3 他の概念との関係

以上につき3点付言する。

第1に、「パートナーシップ」との関係について。

この共同研究は、「パートナーシップの課税問題」と題されている。パートナーシップという言葉は、英米法圏で用いられるものであり、有限責任パートナーをもつタイプのものを含む。日本法に引きなおせば、任意組合だけでなく、合名会社や合資会社までに及ぶ。このうち、合名会社や合資会社は、日本法上法人税の納税義務者とされているので、考察の対象から除外する。本稿の考察の対象は、任意組合と匿名組合である。

いうまでもなく、民法上の任意組合は、組合員が共同事業をする意思もち（民法667条）、組合財産が組合員に共有される形態である（民法668条）。これに対して、商法上の匿名組合の場合、匿名組合員は営業利益の分配にあずかる意思をもっているだけであり（商法535条）、匿名組合員の出資は営業者の財産となる（商法536条）。これらが、本稿の考察の対象である。

第2に、「集団投資スキーム」との関係について。

集団投資スキームとは、1999年7月6日の金融審議会第1部会「中間整理（第1次）」の整理によると、「多数の投資家から資金を集め、市場で専門家

が運用・管理する」仕組みのことである。集団投資スキームには、「資産運用型」と「資産流動化型」の2つがある。資産運用型は、多数の投資家から集めた資金をプールし、これを専門家たるファンドマネージャー等が各種の資産に投資・運用することによって得られたキャッシュ・フローを投資家に配分するものである（証券投資信託、商品ファンド、実績配当型合同運用金銭信託など）。資産流動化型は、特定の資産から生じるキャッシュ・フローを、専門家たるアレンジャー等が組み換えて主として多数の投資家に証券等を販売することにより資金調達を行う仕組みである（SPC（特定目的会社）法や特定債権法による証券化商品等）。

これに対して、本稿ではより広く、少数の投資家が資産運用に能動的に関与するタイプの投資手段をも含め、投資媒体という用語を用いておく。組合形式が選択される場合には、投資に参加する投資家の範囲が限定されていることが多いからである。ただし、本稿の対象は結果的に集団投資スキームの範囲とかなり一致する。「資産運用型」と「資産流動化型」の区別も有用である。

第3に、「年金ファンド」や「投資ファンド」との関係について。

本稿は、年金ファンドに関する論文⁽³⁾および証券投資ファンドに関する論文⁽⁴⁾の続編である。それぞれの論文でとりあげた問題は、企業年金にしても、証券投資信託にしても、多数の人々から集めた資金を運用しその成果を還元する仕組みについて、果たしていかなる課税ルールが妥当かという問題に帰着する。同じ問題意識を持ちつつ、本稿ではやや検討の角度を変え、「組合」という法形式に着目するわけである。

前論文で述べたように、投資ファンドとは、多数の投資家から集めた資金を集团的にプールして運用対象とする仕組みを広く指す⁽⁵⁾。そのイメージは、金融審議会の分類における「資産運用型」の集団投資スキームとほぼ一致する。これに対して、本稿では、投資ファンドという語感からくる「受動的な多数の投資家」というイメージを避けるため、単に投資のための手段という意味で投資媒体という言葉を用いている。

Ⅲ 前史としての保全経済会事件

1 闇金融の手段としての匿名組合

匿名組合にまで視野を広げれば、かつて組合形式の投資媒体が大流行した時期があった。1950年ごろから1953年に至る時期である⁽⁶⁾。

1950年6月に朝鮮半島で戦争が起こった。米軍の特需が日本経済復興の梃子となった。いわゆる特需ブームの下、正規の金融機関は低金利で家計から預貯金を集め、大企業やその系列企業に重点的に貸し出した。こうして、人々がより高い金利を求める一方、中小企業は既存の金融機関からの融資を受けにくい状況になった。この資金需給のミスマッチが、無免許によるいわゆる闇金融を繁茂させた。

1951年7月に朝鮮における休戦会談が開始され、それとともにブームは終息した。1953年後半になると、財政・金融の引き締め政策がとられた。資金繰りに窮した闇金融業者は、同年10月に相次いで倒産した。その中でも最大級のものが、保全経済会の倒産であった。保全経済会は当時、約15万人の加入者から約45億円の資金を集めたといわれていた。同種の闇金融機関が全国で約300あり、加入者は約150万人、集めた資金は1,000億円にのぼるとも伝えられていた。

保全経済会への出資金の返還請求をめぐることは、その法的性格が問題となった。保全経済会は、匿名組合契約によって資金を集めていたものと主張した。匿名組合の終了時に、営業者は、匿名組合員である出資者に対して、その出資額を返還しなければならない(商法541条本文)。だが、出資が損失によって減少したときは、残額を返還するだけでよい(商法541条但書)。したがって、保全経済会側は、匿名組合契約である以上、残存額を返せば足りると主張したのである。これに対して、出資者は、当該契約は金銭消費貸借にすぎないから、貸金額を全額返還せよと主張した。

保全経済会などの倒産は、大きな社会問題となった。衆参両院の大蔵委員

会でこの問題が論議された。そして1954年、政府は出資法を導入し、いわゆる街の金融・利殖機関が預金類似の金銭を受け入れることを禁止した。

2 匿名組合からの利益分配にかかる源泉徴収制度の導入

匿名組合方式の金融では、出資者は何万にのぼるものといわれていた。これに確実に課税するには、源泉徴収が必要である。そこで、1953年に、匿名組合契約等に基づく一定の利益の分配について、源泉徴収義務を負わせるよう所得税法が改正された。居住者に対する利益の分配については、当時の所得税法に42条3項が置かれた。同時に、非居住者や外国法人、内国法人に対する利益の分配についても、源泉徴収の規定が整備された。これは、組合形式による投資媒体につき、租税立法によって手当てを施した希有な例である⁽⁷⁾。

その後、この規定の適用が争われる事件が多発した。

- 東京地判昭和33年7月3日行集9巻7号1350頁（日本勧業保全株式会社）
- 東京地判昭和33年9月11日行集9巻9号1899頁（保全経済会）
- 東京地判昭和34年6月17日行集10巻6号1110頁（日本殖産金庫）
- 東京高判昭和34年9月12日行集10巻12号2373頁（勧業経済株式会社）
- 東京高判昭和36年1月31日行集12巻1号99頁（保全経済会）
- 東京高判昭和36年7月12日訟月7巻9号1868頁（日本勧業保全株式会社）
- 最判昭和36年10月27日民集15巻9号2357頁（勧業経済株式会社）
- 最判昭和37年10月2日訟月8巻11号1682頁（日本勧業保全株式会社）
- 東京地判昭和38年10月10日行集14巻10号1740頁（日本白十字経済会）

1963年以降、上の争点が争われた公判裁判例は見当たらない。これは、1954年の出資法の制定によって、この種の闇金融が終息したからである。

ところで、1953年に導入された源泉徴収のルールは、現行法に至るまで引き継がれている。現在、関連規定は大要次のようになっている。

- 所得税法210条および211条……居住者に対する利益の分配について20パーセントの源泉徴収を義務づける。

- 所得税法施行令327条および288条……源泉徴収の対象となる匿名組合契約を匿名組合員が10名以上の場合と定める。
- 所得税法161条12号および212条1項、213条1項1号……非居住者および外国法人に対する利益の分配につき20パーセントの源泉徴収を義務づける。
- 所得税法174条9号および175条2号……内国法人に対する利益の分配につき20パーセントの源泉徴収を義務づける。

これらのルールにつき2点付言する。

第1に、源泉徴収の対象となるのが、規定の明文上、匿名組合契約（これに準ずる契約を含む）とされている。「これに準ずる契約」とは、所得税法施行令288条2号によると、「当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約」のことである。その意義としては、最高裁判所によって、「商法上の匿名組合契約に類似するものがあることを必要とするものと解すべく、出資者が隠れた事業者として事業に参加しその利益の配当を受ける意思を有することを必要とするものと解するのが相当である」と判示されている⁽⁸⁾。

第2に、源泉徴収の対象となる場合を、匿名組合員（ないし出資者）が10人以上の場合に限っている。このように人数を限定した理由は、十分に理解できる。1に、そもそもの立法趣旨として、多数の出資者への支払いを捕捉するために源泉徴収制度を導入していた。2に、民法上の任意組合について源泉徴収がなされていないこととの均衡がある。3に、あまりに小人数の匿名組合につき源泉徴収を義務付けるのは行政事務上も煩瑣であろう。しかしながら、一律に10人以上という限定を置く結果、9人以下の匿名組合員を募った場合には源泉徴収の対象にならない。その意味でタックス・プランニングに用いやすいルールになっている。

3 歴史的にみた匿名組合の利用形態

以上見たように、匿名組合形式を用いた投資媒体は、1950年代初頭に大流

行した。だが、当時からすでに、匿名組合形式は、金融規制をかいくぐるための闇の存在と認識されていた。なお、租税法上は、この時期を含め、匿名組合自体が法人税の納税義務者とされることはなかった。

1950年代後半になると、日本経済は高度成長にむけて離陸をはじめた。金融秩序の確立とともに、匿名組合をめぐる租税事件は目立たなくなる。次のような事例が報告されているのみである。

第1は、山口県の宇部炭鉱における事業組織をめぐる事件である。

○山口地判昭和46年6月26日訟月17巻10号1671頁（宇部式匿名組合）

宇部炭鉱では、宇部式匿名組合と呼ばれる特殊な事業組織があった。これについて、所得の帰属関係が争われた事件である。もっとも、1957年の法人税法改正以降、この問題は実益を失った。なぜなら、このような事業組織は、人格なき社団として法人税の納税義務者に当たるものと立法上整理されたからである。

第2は、不動産投資をめぐる一連の事件である。

○名古屋地判昭和60年3月25日税資144号741頁（南山興産有限会社）

○名古屋高判昭和61年7月16日税資153号119頁（南山興産有限会社）

○最判昭和63年10月13日税資166号131頁（南山興産有限会社）

○名古屋地判平成2年5月18日訟月37巻1号160頁（南山興産有限会社）

○大阪地判平成2年12月19日税資181号970頁（朝井開発株式会社）

これらの事件では、不動産投資をめぐる一連の事件では、租税特別措置法63条の適用が争われた。たとえば、平成2年5月18日判決の事案では、不動産会社が出資者から資金をつのって、土地を買い、その土地を貸店舗や駐車場として利用あるいは売却し、その利益の75パーセントを出資者に支払うことにしていた。争点は、譲渡利益金額のうちどれだけが、分離課税をうけるかという点にある。納税者である不動産会社は、投資媒体は任意組合の形式をとっているから、分離課税の対象になるのは持分に応じた25パーセントだけだと主張した。これに対して、課税庁は、当該投資スキームは匿名組合にあたりと主張した。匿名組合契約である以上、土地は全部営業者である不動産会社に帰

属し、したがって譲渡益もまずいったん全部不動産会社に帰属する。ゆえに不動産会社において100パーセントすべて分離課税の対象になるものと主張した。裁判所は、当該事案が匿名組合にあたと認定して、全部分離課税の対象になるものとした。

これらの判決をうける形で、次の通達が発せられた。そこには、任意組合と匿名組合の場合に分けて、土地譲渡益の分離課税の取扱いが示されている。

○租税特別措置法（法人税関係）通達62の3（6）—1ないし2

○租税特別措置法（法人税関係）通達63の2（6）—1ないし2

第3は、航空機のリースを用いた節税商品である。

○国税不服審判所裁決平成4年9月16日裁決事例集44号217頁

この裁決は、匿名組合方式を用いた航空機リース事業が問題になった事件である。争点は、営業者の事業年度と出資者の事業年度がずれているとき、出資者に対して損失の帰属する年度はいつかである。出資者である請求人は、営業者との覚書によって匿名組合の計算期間を変更し、元来3月31日に損失が確定するはずであったものを2月28日に確定したものとして申告した。これに対して、課税庁は、当該覚書による損益の計算は、仮決算による未確定の分配金計算にすぎず、計算期間の確定した損益とは認められないと主張した。この点につき、国税不服審判所は、出資者に対する課税は、営業者の各事業年度の確定決算により算定された利益または損失の額に基づいて行うべきであるとし、結論として納税者の請求を退けた。なお、この裁決は、「本件匿名組合は、本件リース事業から生じる損失の負担額を利用した節税目的の金融商品である」と述べている。

以上が、裁判例・裁決例に匿名組合が登場した例である。

裁判所の外でも、匿名組合はしばしば節税商品として登場する。レバレッジド・リースについては、市販の実務書に匿名組合の契約書式まで書かれている⁽⁹⁾。このように、匿名組合の形をとる投資媒体は、不動産投資の手段、あるいは、リースをからめた節税商品として、用いられてきた。

4 補論・ネズミ講訴訟

なお、本題からはやや離れるが、ここでいわゆるネズミ講訴訟につき一言する。

ネズミ講とは、無限連鎖講ともいわれる。そのしくみは、次のようなものである。入会申込者が、本部の指定した第1順位の先輩会員に1,000円を送金し、本部に入会金1,080円を払い込み、第6順位の会員として加入する。この会員は、後順位の新規入会者4名を入会させることにより、順位が6番から5番に昇格し、以下同様に、後順位の入会者が各自4名入会者を獲得することにより、その都度順位が5番から4、3、2、1番に順次昇格し、第1順位になったとき6代後の後輩会員1,024名から1,000円ずつ合計102万4,000円の送金を受けることとする。つまり、新規加入者が無限に増え続けることを前提として目的が達成されるしくみである。

このしくみは加入者間の資金の移転を内容とするものであり、抛出資産を運用しその成果を還元するものではない。論理的にはいずれ破綻することが明らかである。しかし、このネズミ講に加入する者は昭和42年7月には約1万人に達した。

次の裁判例で、ネズミ講の組織が人格のない社団等にあたるか否かが争われた。

- 長野地判昭和52年3月30日判例時報849号33頁
- 熊本地判昭和52年3月30日判例時報914号23頁
- 静岡地判昭和53年12月19日判例時報934号87頁
- 福岡高判昭和56年5月27日判例タイムズ445号171頁
- 熊本地判昭和59年2月27日訟務月報30巻7号1270頁
- 福岡高判平成2年7月18日訟務月報37巻6号1092頁
- 熊本地判平成8年3月25日訟務月報42巻12号3106頁
- 福岡高判平成11年4月27日（未公開）

福岡高裁の平成11年判決は、当該組織が人格のない社団等にあらず、個人事業であったものとした。現在上告中である。なお、「無限連鎖講の防止

に関する法律」により、昭和54年5月11日以降、ネズミ講は禁止されている。

やや特殊な事例であり、投資媒体として一般化することはできない。だが、ネズミ講の加入者が一儲けすることを意図していたとすれば、ネズミ講もその限りで投資の仕組みといえなくもない。多くの加入者を集め社会問題となったのちに立法により規制された点で、保全経済会と似た面もある。もっとも、ネズミ講においては、組合や信託といった構成がとられたわけではなかった。

IV 投資媒体の具体例

1 現行法上存在する組合形式の投資媒体

現在、組合形式による投資媒体は、どのように用いられているか。任意組合や匿名組合は契約によって成立するから、その内容は当事者が合意に基づき自由に組み立てれば足りる。そのため、きわめて多種多様な投資計画が存在する。

以下では、具体的なイメージを得るために、次の例を見てみよう⁽¹⁰⁾。

- 商品ファンド法上の商品投資契約
- 特債法上の特定債権等組合契約
- 不動産特定共同事業法上の不動産特定共同事業契約
- 投資事業組合法による有限責任組合
- 従業員持株会

2 商品投資契約

日本における商品ファンドのはじまりは、1988年である⁽¹¹⁾。海外において組成された商品ファンドを日本に持ち込む形態で開始した。その際に販売された商品ファンドは、投資対象の大部分が有価証券であった。その後1990年

9月ごろから、主たる投資対象を商品とする商品ファンドの販売が始まった。

典型的には次の仕組みをとった。ケイマン諸島にリミテッド・パートナーシップを設立する。日本の商社やリース会社が、そのパートナーシップの出資持分を日本の投資家に販売する。リミテッド・パートナーシップに拠出された資金の管理は、商品投資管理業者（CPO）に任せる。

商品ファンドは、投資家に新たな投資機会を与え、商品市場を活性化する。しかしながら、開示義務や不当勧誘禁止などの措置なしには、投資家保護に欠ける危険がある。

1990年には、TPC事件が表面化した。この不正事件では、「当社に金を預ければ、商品市場で資金運用して利ざやを稼ぎ、年率12%から24%の利息を支払う」として主婦や老人を勧誘し、2,352人の顧客から約159億円の預託を受け入れた。実際には商品投資を行わず、自転車操業的資金運用を行っていた。出資法2条違反の容疑で強制捜査がなされ、逮捕に至った。

こうした状況に鑑み、通産省は、商務流通審議官の私的諮問機関「商品等の取引問題研究会」において報告書を取りまとめた。さらに、産業構造審議会産業金融小委員会および商品取引所審議会において学識経験者の意見を聴取した。これをうけて1991年、「商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年5月2日法律66号）」が制定された。これを商品ファンド法という。主務官庁は、通産省・大蔵省・農水省である。

商品ファンド法の目的は、商品投資事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることにある。この目的を達成するため、商品投資事業を営む者について許可制を実施し、事業に対し必要な規制を行っている。規制の対象は、顧客に商品ファンドの販売を行う商品投資販売業者と、資金の運用を担う商品投資顧問業者である。

商品ファンドの組成媒体には、匿名組合理型・任意組合理型・外国リミテッドパートナーシップ型・信託型がある（商品ファンド法2条2項3項）。たとえば匿名組合理型であれば、投資家は営業者に対して出資を行って匿名組合理員とな

り、営業者はその出資された財産を主として商品投資（金先物取引や原油オプション取引など）により運用し、運用から生ずる利益を営業者から投資家に分配する。任意組合型であれば、各投資家が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産を主として商品投資により運用し、運用から生ずる収益を各投資家に分配する。実際には、外国リミテッドパートナーシップ型が多いといわれる。

法律制定当初、最低販売単位は原則として1億円以上とされていた。この最低販売単位は数度にわたり引き下げられ、1998年6月には撤廃された。その見返りに、情報開示の充実や販売ルールの規制強化が行われている。

社団法人日本商品投資販売業協会のホームページによると、1999年8月末現在の商品ファンド運用実数は119本、金額にして3,112億円である⁽¹²⁾。

3 特定債権等組合契約

特債法にも、組合形式の投資媒体が予定されている。

1990年代初頭のバブル末期、地価高騰への対策としてノンバンクへの貸出規制が厳しかった⁽¹³⁾。リース会社の資金調達の枯渇を懸念した通産省は、資産そのものの信用力で資金調達できる仕組みをつくらうとした。ところがこの時期の大蔵省では、証券取引法の拡大で一律に投資家保護を図ろうという議論があったから、相互の調整をどうするかが問題となった。結局、1992年に通産・大蔵両省の共管で「特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年6月5日法律77号）」が成立した。略して特債法という。

特債法は、特定債権のオフバランス化を容易にしている。たとえばリース会社（いわゆるオリジネーター）がリース債権を本体から切り離し、投資媒体（いわゆるSPV）に譲渡する。これは債権譲渡であり、確定日付のある証書による通知を行わないと、債務者に対して対抗できない（民法467条）。その手続は煩瑣であり、商品開発を阻害していた。そこで特債法では公告によって対抗要件を取得できることとし、実務上の負担を軽減した（特債法7条）。ここに特定債権とは、リース料債権と割賦債権を意味する（特債法2条1

項)。

投資媒体の種類としては、任意組合理型・匿名組合理型・信託型・延べ払い代金債権型がある(特債法2条4項)。任意組合理型の場合で例示しよう。投資家がリース会社を業務執行組合理員とする任意組合を組成する。一方でリース会社はリース料債権をオフバランスし、この任意組合に対して譲渡する。他方で投資家は組合理員として金銭を出資する。組合がリース料を回収すると投資家に分配される。投資家としては小口債権への投資をしていることになる。この仕組みのうまみは、引当になる特定資産をリース会社本体から切り離すことによって、本体会社から独立の信用力が付与されることにある。投資家の得るリターンは、リース会社の信用力によるのではなく、分離譲渡された特定債権からのキャッシュフローに依存することになる。

特債法は、業者規制によって、事業の公正と投資家の保護を図っている。すなわち、特定債権譲受業者と小口債権販売業者に対して、許可制を敷き、監督を及ぼしている。

小口債権の販売単位は5,000万円以上であり、実はかなり大口である。中途解約は原則としてできず、小口債権を購入した投資家は別の投資家に直接譲渡したり譲渡担保に供することができない。

財団法人日本資産流動化研究所の発表によると、1998年度末における実績は、実施件数1,286件、調達金額40,459億円、実施企業数74社である。ただし、信託方式によるものと譲渡方式によるものがほとんどであり、組合方式をとるものはほとんど存在しない⁽¹⁴⁾。

4 不動産特定共同事業契約

不動産特定共同事業法上も、組合形式の投資媒体が用いられる。

すでに1970年代後半から、ワンルーム・マンションへの投資のような小口投資はなされていた⁽¹⁵⁾。不動産所得(の赤字)と給与所得を通算する節税商品として売り出された点に特徴がある。これに対して、1985年に新宿のワシントンホテルが、投資目的のために共有持分の販売という形で分譲された。

この時期から、不動産の共同所有権を商品として分譲するというやり方が登場した。

他方で、1987年ごろから、地価高騰が大きな社会問題として認識された。1988年の国鉄清算事業団資産処分審議会の答申では、地価を顕在化させない形での土地の処分方法が提案された。建設省でも、証券化を利用して地価高騰に対処する方法が検討された。建設省は1992年に不動産共同投資事業法案を用意したが、地価が沈静化したこともあり国会提出は見送られた。

その後、不況の進行とともに、今度はいわゆる不動産流動化が課題として認識されるようになった。地価が下がってしまったので、不動産を会社本体から切り離し、再開発などの化粧を施したうえで、投資家からの資金を募ろうというわけである。この考え方は、政府の景気対策の提言にもとりあげられるようになった。このような中で、1994年に不動産特定共同事業法が成立した（平成6年6月29日法律77号）。

不動産特定共同事業法の目的は、事業参加者の利益を保護し、不動産特定共同事業の健全な発達に寄与することにある（1条）。この目的のために、事業を許可制とし、業務遂行にあたっての責務を明らかにしている。

不動産特定共同事業の類型としては、任意組合理型・匿名組合理型・賃貸型・以上の3つに相当するもので外国の法令に基づくもの・その他政令で定めるもの、の5つが定められている（2条3項）。たとえば匿名組合理の場合、次のような仕組みになる。不動産会社が大きなマンションを都心に建設する。このマンションの分譲や賃貸について、投資家をつのる。投資家は不動産会社に対して匿名組合員として出資を行う。不動産会社は匿名組合の営業者となるのであって、投資家から出資された財産により不動産取引を営む。このマンション経営からあがる利益は、投資家に分配される。なお、事業法では信託方式を規律していないが、これは、信託方式が認められないということではなく、信託については別の法律で規制があるから規定を置かなかったのである。

投資の最低単位は法律の制定時には5,000万円であったが、その後1,000万

円に引き下げられ、さらに1999年2月に500万円とされた。また、投資持分の転々流通が禁止されていたところ、同じ1999年2月の事務ガイドライン改正により、第三者に譲渡する道が開かれた。

不動産シンディケーション協議会によると、この法律にもとづく商品として、1995年以降1999年6月までに計26本が売り出されており、募集総額は草稿で1,043億円になる⁽¹⁶⁾。26本のうち18本が匿名組合型であり、大半を占めている。任意組合型は4本である。

5 投資事業有限責任組合

これまで民法上の任意組合は組合員の無限責任を特徴としてきた。1998年には、これに根本的な修正を加える法律が登場した。中小事業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）である（以下「投資事業組合法」という）。投資事業組合法は、民法上の組合契約に基礎をおきつつ、有限責任組合員を作りだすことを立法上はじめて承認した。この点は、ベンチャー・キャピタルへの投資という局面に限定してではあるものの、注目に値する。

投資事業組合法の制定には、次の背景がある⁽¹⁷⁾。日本のベンチャー・キャピタル・ファンドは従来より、民法上の組合契約を利用してきた。1982年に第1号が設立されて以来、1997年12月末で296組合を数え、出資総額が9,413億円になっていた。そのメリットが税制にあったことはいままでもない。組合自体に対しては法人税がかからず、投資事業から損失が出れば組合員に直接に帰属するものとして課税されるからである。

ところが、民法上の任意組合の場合、組合員は無限責任を負う。また、民法の組合に関する規定には、組合の会計規定や組合員への情報開示規定が欠けている。このような理由により、日本のベンチャー・キャピタル・ファンドには、年金基金からの出資がなされてこなかった。

そこで、投資事業法では、法定の要件を満たす「中小企業等」（2条1項）に対する投資について、有限責任組合員の存在を認め（9条2項）、かつ、無

限責任組員に対し財務諸表等の情報開示義務を負わせる（8条）ことにした。

1口当たりの出資額を100万円程度に抑えていることもあり、投資の裾野が拡大する可能性がある。たとえば1997年7月、株式会社ディー・ブレイン・キャピタルは、インターネット成長未公開企業に積極的に投資するファンドの加入申込みを開始した⁽¹⁸⁾。募集総額は30億円にのぼる。同社のファンドの場合、2段階の出資構造をとっている。第1段階として、投資事業法にもとづく有限責任組合がいわゆる親ファンドとなる。親ファンドは、インターネット関連の未公開ベンチャー企業に70%以上を投資し、投資先の株式売却損益が実現した場合、期末に分配する。5,000万円以上の大口投資を考えている者は、この親ファンドに直接出資する。これに対して、主に個人投資家向けに、小口投資のためのいわゆるベビーファンドを作っている。これが第2段階である。ベビーファンドは親ファンドに対して投資する。ベビーファンド自体は民法上の任意組合であり、一般組員からの出資を募り、業務執行組員が組合財産を運用する。ベビーファンドが親ファンドから受ける分配は、小口組員の出資口数に応じてさらに分配する。

6 従業員持株制度

以上とはやや性格を異にするが、従業員持株制度も、組合形式をとることが多い。

従業員持株制度が多くの株式会社に普及するようになったのは、昭和43年ごろからのことである⁽¹⁹⁾。その後従業員持株制度は順調に発展し、すでに上場・公開会社の9割以上がこれを採用している。株式未公開の会社においても、導入の例が増えている。

従業員持株制度を採用する狙いとしては、通例次の点があげられる。

- 従業員にとっての利点として、資産づくりの一助となる。
- 経営陣にとっての利点として、安定株主が確保できる。
- 株主にとっての利点として、従業員の勤労意欲が高まり、企業価値が増大

する。

従業員持株制度の運営方式は、証券会社に事務運営をまかせるものと、信託銀行に委ねるものに大別される。民法上の組合として従業員持株会が設立されるのは、前者の場合である。この場合、従業員が持株会に入会すると、組合員となる。従業員が拠出金を毎月積み立てたり、会社が奨励金を支払ったりすると、それらは組合への出資となる。この出資金をもとに、従業員持株会は、会社の株式を買い付け、管理を行う。購入した株式は、組合財産となる。株式に対する配当金は、いったんは従業員持株会ないしその理事長名で支給されるが、ただちに組合員に対して持分に応じて分配される。

1994年には、自己株式取得規制の緩和の一環として、従業員に譲渡するための自己株式の取得について規定が新たに追加された（商法210条ノ2）⁽²⁰⁾。

従業員持株会が民法上の任意組合と位置づけられた背景には、証券投資信託法との抵触のおそれを回避することがあった。日本証券業協会の「従業員持株制度の整備、拡大について」と題する照会に対する昭和56年6月1日大蔵省証券局長回答（蔵証第679号）では、「従業員持株会を民法667条1項の規定に基づく組合として明確に位置づけること等により、同制度が証券投資信託法第3条に抵触するおそれはなくなるものと解して差支えない」としている⁽²¹⁾。業法上の問題を避けるために、信託形式をとらず組合形式がとられた例とみることができよう。

なお、従業員持株制度と同様の仕組みを用いるものとして、役員持株制度や取引先持株制度がある。役員持株制度においては、役員が組合員となって持株会を設立する。1994年3月末の数字で、公開企業の56%が役員持株会を採用していた⁽²²⁾。取引先持株制度は、会社の販売店や協力工場などの取引先に、当該会社の株式を保有してもらうものである。取引先持株会もかなり用いられている様子であり、1995年の数字で、取引先持株会が大株主として株主上位10位以内に属する企業は、上場企業のうち7・8%を占めていた⁽²³⁾。

V 所得課税上の問題点

1 投資媒体の選択に対する課税ルールの影響

まず最初に、投資媒体として組合を用いるかどうかを選択するにあたり、課税ルールはいかなる影響を及ぼしているか。

上にみた例は、組合形式のものであれ、信託形式のものであれ、投資媒体の段階で出資者から独立に法人税がかかるものではなかった。すなわち、会社形式で投資媒体を組成する例は、少なくとも以上の例の中には出てこなかった。この事実は、投資媒体の段階での課税を排除することが、投資商品の設計にあたりかなり重要な条件であることを示唆している。同じことを裏から述べるならば、投資媒体として、日本ではたとえば合名会社の形式をとることは稀である。その理由は、合名会社が法人税の納税義務者とされていることにあるものと考えられる。なお、1998年にいわゆるSPC法が施行され、会社形式の投資媒体について支払配当損金算入方式によって法人税の課税を部分的に排除することになった。このような立法が必要と認識されたこと自体、投資媒体レベルでの課税が商品設計にとって決定的であることのアラわれである。

それでは、組合形式と信託形式の間の選択に、課税ルールはどう影響しているか。組合も信託も、それ自体として法人税の納税義務を負うことがない。課税のあり方は、それ以外の面で微妙に異なってくる。この点については、課税ルールのみが選択に強く影響しているものと断ずることは難しい。というのも、信託業法のしぼりや、証券投資信託に関する法律上の規制があるからである。たとえば従業員持株会が民法上の組合と位置づけられた経緯は、課税ルール以前に規制法規の影響があったことの例証となる。

IVでみた投資媒体の具体例の中で、不動産特定共同事業では、匿名組合の形式がひんばんに用いられていた。匿名組合の段階で出資者から独立に法人税がかからないことが、その前提条件をなしていることはほぼ間違いない。

ただし、たとえば土地信託と比較して匿名組合のほうが課税上有利になるかどうかは、匿名組合にかかる所得分類の決め方による。

2 投資媒体の性質決定

ある投資媒体が任意組合ないし匿名組合にあたるかをどう決めるか。

投資媒体の性質決定については、次のような問題が観察できた。

第1に、保全経済会事件では、匿名組合なのか、それとも単なる金銭消費貸借なのかをめぐって、延々と議論が戦わされた。

第2に、任意組合や匿名組合は、人格のない社団等とも区別しなければならない。人格のない社団等にあたると、法人税の納税義務者となってしまう。この点、法人税基本通達1・1・1は、「単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有して統一された意志の下にその構成員の個性を超越して活動を行うもの」は人格のない社団等となり、任意組合や匿名組合はこれに含まれないとしている。

第3に、土地譲渡益の分離課税の事件では、任意組合と匿名組合の間の区別が争われた。裁判例によると、任意組合は、共同事業の意思および資産の共有という2つの基準によって、匿名組合から区別される。

これらの問題を処理するには、いずれも詳細な事実認定を必要とする。いざ争いになると、かなりの労力を必要とする。これは、性質決定にかかる他のすべての論点と同じことである。

この点米国では、check-the-box-regulationsによって、法人課税に服する媒体と服さない媒体とを相当程度納税者の選択に委ねるに至っている。

3 組合財産に対する組合員の権利の性質

民法上の任意組合の場合、各組合員の出資その他の組合財産は総組合員の共有に属する(民法668条)。所得課税ルールの基本部分は、この民法の規定に依存している。ところが、この意味するところがあいまいである。そのため、基本的なところで解釈が分かれる。

任意組合に対して組合員が現物をもって出資する場合で例示しよう⁽²⁴⁾。たとえば、AB 2名の個人組合員からなる組合に対して、A が取得価額20、時価100の土地を出資し、B が現金100を出資する。出資は譲渡にあたるから、A について譲渡所得の課税が問題となる。

この場合、A の収入金額はいくらになるか。第1説は、時価100を譲渡収入金額とすべきであるとする。これは、出資財産の全部を組合に対して譲渡し、譲渡の対価として100の持分を収入した（所得税法33条3項、36条1項・2項）という考え方である。第2説は、50を収入金額とすべきであるとする。これは、出資後においても組合財産はABに共有されている（民法668条）点に着目する。A は自らの持分に対応する部分についての所有権を留保しつつ、残りの部分を他の組合員に譲渡したと考えることになる。この例では、半分だけが譲渡されたと考え、譲渡収入金額を50とみるのである。

思うに、第1説と第2説は、組合財産に対する組合員の権利の性質について、異なる見方を前提としている。第1説は、組合をABの単なる集合と考えず、一個の団体にとらえる。そのため、A は組合という団体に対して出資持分を有していることになる。このようにみると、会社の株主が株式の取得価額を有するのと同様に、組合員は組合持分に対する税務上の出資金勘定（outside basis）を有するものと観念される。これは、組合レベルにおける土地の簿価（inside basis）とは、区別される。第2説は、組合はABの単なる集合にとらえ、組合財産は各別に組合員が共有しているものとする。したがって、出資後において、A は現金50と土地50（取得価額10）を有しており、B は現金50と土地50（取得価額50）を有しているとみることになる。もちろん土地は一個のままであるが、税務計算上その価値をABが半分ずつ保持しており、しかもAとBとでその取得価額が違っていると考えるのである。第2説では、組合レベルにおける土地の簿価と、組合員レベルにおける組合持分の出資金勘定とは、分離して観念されていない⁽²⁵⁾。

仮に第2説をとる場合、次の構成になる。一方で、出資時にAの手元で含み益40（=50-10）が実現し、すでに譲渡所得として課税された。土地の

半分をBに売ったと見たのである。他方で、残りの半分はなおA自身に留保されている。したがってAはこの土地について残り40の含み益を有するのである。なおBは、100の現金を出資して、その代わりに現金50と土地50(取得価額50)を得たものとみなされる。

	A	B
現金	50	50
土地	50 (10)	50 (50)

(括弧内は取得価額)

Aが土地について有する含み益が後の取引によってどのような影響を受けるかは、明確ではない。ひとつの考え方としては、次のようになるだろうか。たとえばBがさらに現金50を追加出資したとする。これによって、ABの持分割合が1対1(=100対100)から2対3(=100対150)へと変化する。それに応じて、現金と土地のそれぞれに対するABの持分割合も変化する。いずれも2対3になるとすれば、抛出現金総額150について、Aは60、Bは90有していることになる。また、土地100について、Aは40、Bは60有していることになる。これを換言すると、Aが保持していた土地50のうち5分の1、すなわち時価10(取得価額2)に相当する部分が、対価を10としてAからBに譲渡されたということである。とすると、この時点において、Aは譲渡所得8(=10-2)を認識しなければならない。

	A	B
現金	60	90
土地	40 (8)	60 (60)

(括弧内は取得価額)

この考え方は要するに、新たな現金抛出があるごとに、資産の含み益が追加的に実現し、Aに対して課税されるというものである。このような取扱いが煩瑣かつ不便であることは、明らかであろう。

なお、仮にこの考え方をとったとして、さらにその後どうなるかという問題がある。たとえば1年後に組合が土地を売却し、清算したとする。組合が

土地を売ると、32の含み益が実現する。この32の組合所得はAにのみ帰属すべきものであろうか。それとも、半分ずつABに帰属すべきものであろうか。おそらく理屈としては前者のほうに整合性があるだろうが、組合の損益が半分ずつABに帰属するという原則からはっきりと乖離することになってしまふ⁽²⁶⁾。

以上のような状況の下では、現物出資に伴って課税がどうなるか、不明確な点が残る。この状況は、投資媒体として組合形式を用いる場合にも意味をもちうる。たとえば不動産特定共同事業法の下で任意組合方式をとる場合には、複数の投資家がまず不動産を買って、その共有持分を、任意組合という媒体に対して現物出資することがほとんどであるといわれる⁽²⁷⁾。含み益について厄介な問題があることが分かっているならば、取引を組み立てる側としては、時価と取得価額の一致する持分を全員が同時に出資する方法をとることが安全と判断されよう。取引の自由度に制約が加えられるのである。

4 組合員における所得分類と組合損失の組合員への伝達

任意組合形式の投資媒体を用いることに所得課税上うまみがあるとする、それは、損失が生じた場合にそれを組合員の段階で用いることができる点にある。この点、法人組合員であれば、何所得に当たるかを論ずることなく、組合事業から生ずる損失は当該組合員の他の所得と通算される。これに対して、個人組合員の場合、所得分類がどうなるかによって、損益通算の可能性が異なってくる。

所得税基本通達36・37共・22は、いわゆるネットネット方式によって「当該組合について計算される利益の額又は損失の額をその分配割合に応じて各組合員にあん分する方法」をとっている場合には、「各組合員にあん分される利益の額又は損失の額は、当該組合の主たる事業の内容に従い、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得のいずれか一つの所得に係る収入金額又は必要経費とする」としている。この取扱いによれば、組合の主たる事業の内容によって所得分類が定まる。従って、個人組合員がもし個人として投資

していた場合であれば雑所得であったものが、組合を媒体とした場合には事業所得に転換される、ということが起こりうる。

実際にそのような事例が頻出した場合、課税庁ははたして上の通達をそのままの形で適用するのであろうか。ある有力な学説は、「通達の立場とは異なるが、私見では、ネットネット方式においては、各組員が組合の事業遂行上どのような役割を果たしているか、という観点から、各組員に帰属する所得の性質決定が行われるべきである」と論じている⁽²⁸⁾。この学説によると、個人組員が投資事業について受動的な役割しか演じていなかった場合、事業所得ではなく雑所得と分類される可能性が出てくる。そうになると、雑所得のマイナスは他の所得と損益通算できない（所得税法69条1項）。この点に関する裁判例は見当たらない。

5 各組員に対する損益の分配割合の所得税法上の効力

任意組合について、出資割合と損益分配割合が異なる場合にどう扱うべきか。

この点については、大きくいて、契約上定めた損益分配割合をそのまま所得課税上認めるという説と、出資割合に引き直して所得を計算ししかも組員の相互間で贈与を認定するという説に分かれる。両者の境目を判断するテストとして、出資割合と損益分配割合との乖離に「合理的な理由」があれば契約上の定めを尊重し、なければ引き直し課税を行う、という説が有力である。すでに別稿で論じたように⁽²⁹⁾、このような学説状況には根本的な反省を加える余地がある。

投資媒体としての組合組織についてみると、いったん引き直し課税が行われることになると、多数の投資家に対する所得税の更正・決定および贈与税の決定が必要となる。さらに、ある組合が別の組合に投資するような多重連鎖構造の場合、ひとつの引き直しは、組合の損益に変動を及ぼし、さらにその組員に変動を及ぼすことになる。このような波及効果はとどまるところを知らず、計算が複雑となる。一定以上の数の投資家を勧誘するまともな事

業家なら、こういったリスクを回避するため、出資割合と損益分配割合を揃える方向に傾くであろう。

6 匿名組合をめぐる諸問題

匿名組合についても、問題が多い。

匿名組合では、出資財産がすべて営業者に帰属する。そのため、投資家の出資財産は全体として営業者に移転することとなり、任意組合におけるような一部譲渡説や全部譲渡説の対立は生じず、一見すると話が簡単であるかのようにみえる。

だが詳しくみると、営業者と投資家との関係をどのように構成するかは、かなり難しい論点を含んでいる。普通に考えると、投資家の出資の性格としては、営業者に完全に譲渡してしまったものとみて、匿名組合の資産負債・損益は、営業者のものとして経理するのが筋である。これに対して、この出資の性格を信託行為であると解すると、会計処理の仕方が違ってくることが指摘されている³⁰⁾。この事実は、この分野がまだ流動的な部分を残していることを示している。

もともと匿名組合課税の構造には鶴の如き面がある。そのため通達レベルでやや一貫しない感じを抱かせるところがある。法人税基本通達14・1・3の後段では、営業者である法人の益金には、匿名組合営業から生ずる額から、匿名組合員に分配した残額のみを算入する。いわば、ネットの額が帰属することになっている。しかし、租税特別措置法基本通達63の2……2では、そうではなく、匿名組合営業から生ずる土地譲渡益が、全額営業者に帰属することになっている。もし、租税特別措置法通達のようにいうのであれば、法人税基本通達14・1・3の後段においてもグロスの額をいったん営業者に帰属させて益金に計上したのち、匿名組合員に分配した額を損金に算入すべきではないか。

なお、匿名組合についても、所得課税上のうまみがあるとすれば、それは損失がパス・スルーできる可能性である。個人投資家を募る場合、任意組合

と同様にして、所得分類がどうなるかで、損益通算の可能性が変わってくる。この点、所得税基本通達36・37共・21では、「匿名組合の組合員が当該組合の営業者から受ける利益の分配は、当該営業者の営業の内容に従い、事業所得又はその他の各種所得とする」として、営業者の営業の内容が基準となる旨述べている。ただし、「営業の利益の有無にかかわらず一定額又は出資額に対する一定割合により分配を受けるものは、貸金の利子として事業所得又は雑所得とする」とされている。

この扱いは、匿名組合形式の投資媒体について意味をもつ。たとえば、不動産シンジケーション協議会は、1999年9月下旬に、次の点につき照会文を国税庁に提出する予定である⁽³¹⁾。照会内容の1は、「不動産特定共同事業法に基づく匿名組合契約により、個人である匿名組合員が営業者から受ける損益の分配（配当等）が、賃貸物件等の損益実績に基づく場合は、所得税法26条（不動産所得）に規定する不動産所得または損失に該当する」というものである。照会内容の2は、「不動産特定共同事業法に基づく匿名組合契約により、個人である匿名組合員が営業者から損益の分配（配当等）につき、下記の内容の契約が双方共に不動産特定共同事業者と匿名組合員の間に結ばれている場合、上記の損益の分配は雑所得に該当する。(a)賃料補填契約等の一定配当を保証する仕組みを用いていること。(b)匿名組合契約終了時における時価精算により譲渡益が発生した場合であっても、当該譲渡益が匿名組合員に還元されない商品であること。」というものである。

7 組合課税の実体的ルールに関する個別法令規定の不在

以上例解したように、任意組合および匿名組合に関する所得課税ルールについては、不分明な点が数多く残されている。このことは、投資媒体として組合形式を選択するにあたり、課税関係が果してどうなるか、具体的な問題になると実は予測不可能な場合が多いことを意味する。

このような状況の下では一般的に、人々は次のように行動するものと推測される。一方で、思わぬ課税がなされることを嫌う者は、組合課税について

説が固まっていない点については、できるだけ安全な橋を渡るようにつとめるであろう。その結果、取引の自由度に制約が加わることになる。他方で、事業損失を出資者に伝達するなどの形で「節税」を狙う者は、課税されるリスクと課税されないリスクとを天秤にかけるであろう。場合によっては、危険な橋を渡る者が出現することもありえよう。

立法政策の問題として、組合にかかる課税上の帰結を不明確にしておくことで、組合形式を用いた濫用を抑止するというやり方は、国庫にとっての冷徹な計算の問題としては、ひとつのやり方ではあろう。皮肉な見方をすれば、日本の組合課税は、法令規定を置かずほとんど一切を解釈に委ねることによって、予測可能性を相当程度低め、不作為をもって組合形式の濫用を未然に防止しようと試みているものとみることができなくもない。

だが、もしこの観察があたっているとすれば、法令規定の欠如が正当な事業に与える萎縮効果はかなり大きいものといわねばなるまい。一部の節税業者に対処するために、一般の事業者に対してコストを負わせる結果となっている。また、現行法の下では、いったん節税商品が売り出されてしまえば、その節税効果の有無はあげて解釈に委ねられる。課税上の帰結を不明確にしておいたとしても、灰色の事案に賭けてみる者はおも出現するであろう。

むしろ方向性としては、組合に関する課税ルールを法令上整備した上で、濫用事例に対して個別的否認規定によって対処していくべきであろう。

8 各種の投資媒体に対する中立的な扱いについての判断基準

最後に、各種投資媒体に対して法的形式によって異なる課税取扱いをとることの意味について、一言する。

出発点としては、法的形式が異なっても課税上の取扱を同じにすることこそが、投資形態に対して中立的であって望ましいというべきであろう。この考え方には強力な真理が含まれている。

もっとも、この考え方をあまりに強調することは、可能でもなければ賢明でもない。そもそも、共有から会社にいたるすべての法的形式に対して全く

同じ課税上の取扱をすることは、技術的に不可能である。あるいは、現実的にみて不可能なコストを強いるものといってもよい。

むしろ、投資媒体の選択に関する課税の中立性の議論は、限定的な局面での比較に頼らざるを得ない⁽³²⁾。会社なら会社というある特定形式の媒体を使いたい理由があるにもかかわらず、課税がその障害となっているという状況があってはじめて、SPC について法人段階で支払配当を損金算入すべきだ、という立法政策上の判断が導き出される。その意味では、課税は特定の通路を阻害しなければ良いのである。すべての法的形式に対して同じ課税上の取扱を与えることが必ず必要だというわけではない。換言すれば、政策判断にあたって中立性の議論は究極的な目標ではなく、使いやすい投資チャネルを確保するという判断こそが決め手になる。

組合形式の投資媒体について、他の形式の投資媒体との比較でどの程度等しい課税ルールを与えるべきかは、以上のような観点から総合的に判断すべきことがらである。

注(1) 日本税務研究センターにおける先行業績として、佐藤英明「組合による投資と課税」税務事例研究50号33頁(1999)がある。

(2) 占部裕典「OECD モデル条約と国際的なパートナーシップの課税問題」総合税制研究 3号22頁(1995), Ichiro Otsuka, Japan, in IFA, International tax problems of partnerships, Cahiers de droit fiscal international, Volume LXXXa, 317 (1995).

(3) 増井良啓「退職年金等積立金の課税」日税研論集37号201頁(1997)。

(4) 増井良啓「証券投資ファンド税制の比較」日税研論集41号171頁(1999)。

(5) 増井・前注(4)。

(6) 菅原菊志「保全経済会事件」ジュリスト900号86頁(1988)。さらに中村隆英『日本経済史7「計画化」と「民主化」』52頁(1989)を参照。

(7) この時の立法について参照、植松守雄「講座所得税法の諸問題第10回第1納税義務者・源泉徴収義務者(続9)」税経通信42巻7号60頁(1986年7月)。

(8) 最判昭和36年10月27日民集15巻9号2357頁。この判決については、水野忠恒・租税判例百選(第3版)11事件解説およびそこにあげられた文献を参照。

- (9) さくら総合事務所編著『匿名組合の法律・会計税務と評価——投資スキームの実際例と実務上の問題点』65頁(1997)。
- (10) ここで商品ファンド法等の特定の法律上のスキームを取り上げるのは、それらが比較的目につきやすいためである。私自身は、個別の法律に基づく特定業界の規制を望ましいとは考えていない。異なる所轄官庁がばらばらに規制・監督を行うのでは、市場参加者にとって使い勝手が悪い。むしろ一般的な金融サービス法により横断的な投資家保護のルールを設けた上で、どのようなスキームを選択するかを民間の創意工夫に委ねるべきであろう。これからの金融サービスのあり方については、1999年7月6日の金融審議会第1部会「中間整理(第1次)」(<http://www.mof.go.jp/singikai/kinyusin/top.htm>)および田邊昇「日本版・金融サービス法における、多様な『集団投資スキーム』を通ずるリスク・テイクについて」証券アナリストジャーナル37巻10号4頁(1999)を参照。
- (11) 山田裕章・深瀬聡之『コンメンタール商品ファンド法』5頁(1993)。
- (12) <http://www.jcfa.or.jp>
- (13) 大垣尚司『ストラクチャード・ファイナンス入門』90頁(1997)。
- (14) <http://www.sfij.or.jp>
- (15) 田村幸太郎監修さくら総合事務所編『不動産共同投資事業の実務』34頁(1997)。
- (16) CRES103号15頁(1999)。
- (17) 通商産業省中小企業庁振興課編『投資事業有限責任組合法——「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」の解説』3頁(1998)。
- (18) 日経新聞1999年6月30日。以下の記述は同社のパンフレット「インターネット成長未公開企業ファンド」の契約書を参照した。さらに、<http://www.vimex.co.jp>
- (19) 岩崎政明「閉鎖的会社の従業員持株制度に関する課税問題」税務事例研究11巻35頁(1992)。さらに参照、牛丸與志夫「従業員持株制度」竹内昭夫編『特別講義商法I』108頁(1995)。
- (20) その経緯については、新谷勝『平成6年改正自己株式の取得と従業員持株制度』28頁(1994)。
- (21) 新谷勝『従業員持株制度——運営と法律問題のすべて』16頁(1990)に引用されたものを参照した。
- (22) 野村証券株式会社累積投資部編『持株会の設立と運営実務』154頁(1995)。

- (23) 野村証券・前注(22)・183頁。
- (24) この問題については、高橋祐介「パートナーシップに対する出資とビルトイン・ゲイン／ロスの配賦について」税法学537号17頁（1997）が最も包括的な研究である。高橋教授は、以下の本文で述べる第1説を全部譲渡説、第2説を一部譲渡説と命名しておられる。この例についても高橋教授のE-Mailによるご教示に多くを負う。ただしありうべき誤りはすべて増井に帰する。さらに参照、高橋祐介「パートナーシップ持分の基準価格について」税法学534号1頁（1995）、高橋祐介「パートナーシップ持分の譲渡について——解散予定パートナーシップ及び選択的基準価格調整を中心に——」税法学540号35頁（1998）。
- (25) なお、本文で述べた以外に、いまひとつの組み合わせがありうる。それは、第2説をとって譲渡収入金額を50としながら、かつ、組合員の組合持分に対する税務上の出資金勘定と、組合レベルにおける土地の簿価とを区別して管理するというやり方である。議論を単純にするため、この組み合わせについては省略する。
- (26) 多数組合員の存在する場合につき、一名の組合員が脱退したらどうなるかも、かなり複雑な問題である。
- (27) 田村・前注(15)・54頁。
- (28) 佐藤・前注(1)・37頁。
- (29) 増井良啓「組合損益の出資者への帰属」税務事例研究49号47頁（1999）。
- (30) さくら総合事務所編著『匿名組合の法律・会計税務と評価——投資スキームの実例と実務上の問題点』148頁（1997）。
- (31) CRES103号4頁（1999）による。
- (32) 増井良啓「法人税の課税単位」租税法研究25号66頁（1997）で「限定的中立性」と命名した考え方である。

パートナーシップの課税問題

日税研論集 第44号 (2000)

平成12年5月20日 発行

定 価 (本体1,905円+税)

編 者 財団
法人 日本税務研究センター

発行者 大 西 孝 之

東 京 都 港 区 芝 浦 3 - 1 5 - 9
島倉恒産ビル2F

発行所 財団
法人 日本税務研究センター

電話 (03) 3453-7211
